

# 家庭用品の 規制について

－有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律－

川崎市健康福祉局

# 家庭用品の製造・輸入・販売をされている皆様へ

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」は、家庭用品に含まれる有害物質を規制して、消費者の健康を守ることを目的に、昭和49年10月1日に施行されました。その後の法律改正により、平成28年4月現在、21種類の有害物質が規制されています。

家庭用品を製造・輸入又は、販売されている皆様は、この法律を認識し、事業を行っていただく必要があります。

## 1 法律

### 家庭用品の範囲

衣料品、家庭用化学製品、家庭用繊維製品等、主として一般消費者の生活に使用される製品が対象となります。

### 有害物質の種類と基準

家庭用品に含まれる物質のうち、健康に被害を生ずるおそれのある物質で、別表に示した21種類について、それぞれ基準が定められています。

### 事業者の責務

家庭用品を製造又は輸入する方は、有害物質による健康被害が生ずることのないように、自主的な安全確保の措置が必要です。

### 販売等の禁止

家庭用品を製造・輸入又は販売する方は、基準に適合しない商品を、販売又は販売の目的で陳列することはできません。

## 回収命令等

基準に適合しない家庭用品が販売された場合、当該家庭用品の回収等必要な措置をとるよう命じられることがあります。

また、基準の定めていない家庭用品についても同様の措置をとることがあります。

## 立入検査等

事業者は法律に基づき必要な報告を求められ、又は家庭用品衛生監視員の立入り、帳簿、書類の検査等を受けることがあります。

## 罰 則

基準に違反した家庭用品の販売等の禁止及び回収命令等に従わなかったとき、又は家庭用品衛生監視員の立入検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合には罰せられることがあります。



# 家庭用品の規制基準

| 有害物質                                                       | 家庭用品                                                                                                                                                  | 基準                              | 健康被害                                             | 施行                                          |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ホルムアルデヒド<br>〔防しわ、防縮加工剤〕                                    | 〔繊維製品〕<br>(出生後24月以内の乳幼児用)おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具                                                                                   | 吸光度差が0.05 以下<br>又は16μg/g以下      | 粘 膜 刺 激<br>皮 膚 ア レ ル ギ ー                         | S50.10.1<br>(H28.4.1<br>一 部 改 正 )           |
|                                                            | 〔繊維製品〕<br>下着、寝衣、手袋、くつした、たび<br>〔接着剤〕<br>かつら、つけまつげ、つけひげ、くつしたどめ用接着剤                                                                                      | 75μg/g 以下                       |                                                  |                                             |
| 塩 化 水 素<br>〔 洗 浄 剤 〕                                       | 住 宅 用 洗 浄 剤 ( 液 体 )                                                                                                                                   | 酸の量 10%以下<br>所定の容器強度が必要         | 皮 膚 障 害<br>粘 膜 の 炎 症<br>吸入によって肺障害                | S49.10.1<br>(S55.4.1<br>一 部 改 正 )           |
| 水 酸 化 ナ ト リ ウ ム<br>水 酸 化 カ リ ウ ム<br>〔 洗 浄 剤 〕              | 家 庭 用 洗 浄 剤 ( 液 体 )                                                                                                                                   | アルカリの量 5%以下<br>所定の容器強度が必要       | 皮 膚 障 害<br>粘 膜 の 炎 症                             | S55.4.1                                     |
| 塩 化 ビ ニ ル<br>〔 噴 射 剤 〕                                     | 〔家庭用エアゾル製品〕<br>殺蟻剤、室内消臭剤、帯電防止剤等                                                                                                                       | 検 出 せ ず                         | 発 ガ ン 性                                          | S49.10.1                                    |
| デ ィ ル ド リ ン<br>〔 防 虫 加 工 剤 〕                               | 〔繊維製品〕<br>おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、家庭用毛糸                                                                                                    | 30μg/g 以下                       | 肝 機 能 障 害<br>中 枢 神 経 障 害                         | S53.10.1                                    |
| D T T B<br>〔 防 虫 加 工 剤 〕                                   |                                                                                                                                                       | 30μg/g 以下                       | 経 皮 ・ 経 口 急 性<br>毒 性<br>肝 機 能 障 害<br>生 殖 機 能 障 害 | S57.4.1                                     |
| トリブチル錫化合物<br>トリフェニル錫化合物<br>〔 防 菌 ・ 防 カ ビ 剤 〕               | 〔繊維製品〕<br>おしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋、靴下<br>〔化学製品〕<br>家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム                                                          | 錫として<br>1.0μg/g以下               | 皮 膚 障 害<br>経 皮 ・ 経 口 急 性<br>毒 性                  | S55.4.1<br>S54.4.1<br>(H28.4.1<br>一 部 改 正 ) |
| 有 機 水 銀 化 合 物<br>〔 防 菌 ・ 防 カ ビ 剤 〕                         |                                                                                                                                                       | 検出せず(バックグラウンド値として1ppmを越えない)     | 中 枢 神 経 障 害<br>皮 膚 障 害                           | S50.1.1                                     |
| T D B P P<br>〔 防 炎 加 工 剤 〕                                 | 〔繊維製品〕<br>寝衣、寝具、カーテン、床敷物                                                                                                                              | 検 出 せ ず                         | 発 ガ ン 性                                          | S53.11.1                                    |
| ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物<br>〔 防 炎 加 工 剤 〕                 |                                                                                                                                                       | 検 出 せ ず                         | 発 ガ ン 性                                          | S56.9.1                                     |
| A P O<br>〔 防 炎 加 工 剤 〕                                     |                                                                                                                                                       | 検 出 せ ず                         | 経 皮 ・ 経 口 急 性<br>毒 性<br>造 血 ・ 生 殖 機 能<br>障 害     | S53.1.1<br>(S53.11.1<br>一 部 改 正 )           |
| メ タ ノ ー ル<br>〔 溶 剤 〕                                       | 〔家庭用エアゾル剤〕<br>殺蟻剤、室内消臭剤、帯電防止剤等                                                                                                                        | 5 w / w % 以下                    | 視 神 経 障 害                                        | S57.4.1                                     |
| テトラクロロエチレン<br>〔 溶 剤 〕                                      | 〔家庭用エアゾル剤〕<br>スキーワックス除去剤、自動車ピッチクリーナー、しみ抜き剤等<br>〔家庭用の洗浄剤〕                                                                                              | 0 . 1 % 以下                      | 肝 障 害 ・ 腎 障 害<br>中 枢 神 経 障 害                     | S58.10.1                                    |
| トリクロロエチレン<br>〔 溶 剤 〕                                       | 〔家庭用エアゾル剤〕<br>防錆潤滑剤等<br>〔家庭用の洗浄剤〕                                                                                                                     | 0 . 1 % 以下                      | 肝 障 害 ・ 腎 障 害<br>中 枢 神 経 障 害<br>皮 膚 障 害          |                                             |
| ジベンゾ[a,h]アントラセン<br>〔 木 材 防 腐 剤 〕                           | 〔クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び防虫剤〕<br>〔クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材〕                                                                                  | 10μg/g 以下                       | 発 ガ ン 性                                          | H16.6.15                                    |
| ベンゾ[a]アントラセン<br>〔 木 材 防 腐 剤 〕                              |                                                                                                                                                       | 3μg/g 以下                        |                                                  |                                             |
| ベンゾ[a]ピレン<br>〔 木 材 防 腐 剤 〕                                 |                                                                                                                                                       |                                 |                                                  |                                             |
| アゾ化合物(化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミン(※1)を生成するものに限る。)<br>〔 染 色 剤 〕 | 〔繊維製品〕※2<br>おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ、タオル、バスマット及び関連製品<br>〔革製品〕※2<br>下着、手袋、中衣、外衣、帽子、床敷物<br>※2 アゾ化合物を含有する染料が使用されているもの | それぞれの特定芳香族アミンの検出量が<br>30μg/g 以下 | 発 ガ ン 性                                          | H28.4.1                                     |

※1 4-アミノジフェニル、オルト-アニジジン、オルト-トリイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2,4-ジアミノアニソール、4,4'-ジアミノジフェニルエーテル、4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン、2,4-ジアミノトルエン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、3,3'-ジクロロベンジジン、2,4-ジメチルアニリン、2,6-ジメチルアニリン、3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)、3,3'-ジメトキシベンジジン、2,4,5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン(別名ペーターナフチルアミン)、パラ-クロロアニリン、パラ-フェニルアゾアニリン、ベンジジン、2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4,4'-メチレンジアニリン、2-メトキシ-5-メチルアニリン

## 規制対象の繊維製品



別表の規制基準の対象家庭用品のうち、繊維製品については具体的に範囲を示しています。

| 対象家庭用品                  | 範 囲                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お し め                   | おしめ(おむつ)                                                                                                                                                             |
| おしめカバー                  | おしめカバー(おむつカバー)                                                                                                                                                       |
| よだれ掛け                   | よだれ掛け                                                                                                                                                                |
| 下 着                     | シャツ(肌シャツ、アンダーシャツ、ランニング等)<br>パンツ(パンティ、ズロース、ショーツ、さるまた、ブリーフ等)<br>ズボン下(ももひき、ステテコ等)<br>スリッパ(シュミーズ、ブラスリッパ等)<br>ファンデーション・ガーメント(コルセット、ブラジャー、ガードル等)<br>ペチコート<br>肌じゅばん<br>こしまき |
| 寝 衣                     | ねまき、パジャマ、ネグリジェ、ベビードール                                                                                                                                                |
| 手 袋                     | 手袋(軍手、ミトン等)                                                                                                                                                          |
| く つ し た                 | くつした(ソックス、ストッキング、パンティストッキング等)                                                                                                                                        |
| 中 衣                     | ベスト、ブラウス、ワイシャツ、Tシャツ、ポロシャツ、チョッキ等                                                                                                                                      |
| 外 衣<br>(下着、中衣を除いた衣服の総称) | スーツ、セーター、カーディガン、プルオーバー、ワンピース、スカート、オーバー、カバーオール、コンビネーション、ロンパース(グレ<br>コロンパース、吊ロンパース)、ボレロ、スモック、ジャケット、上衣、<br>ズボン、パンタロン、ブルマース、おくるみ等                                        |
| 帽 子                     | 帽子                                                                                                                                                                   |
| 寝 具                     | 枕、布団(敷布団、掛布団、肌掛け)、毛布、タオルケット、カバー<br>(前記の寝具に使用されるもの)、シーツ                                                                                                               |
| た び                     | たび                                                                                                                                                                   |
| 床 敷 物                   | じゅうたん、毛せん、マット等                                                                                                                                                       |
| カ ー テ ン                 | カーテン                                                                                                                                                                 |
| 家 庭 用 毛 糸               | 手編用毛糸、手芸用毛糸                                                                                                                                                          |

## 2 ホルムアルデヒドによる移染対策

移染には、ある製品中のホルムアルデヒドが、直接他の製品に移る場合、又はいったん空気中に発散したホルムアルデヒドが他の製品に吸着される場合の2つがあります。

この現象は実験的にも実証されており、繊維製品を取り扱う上で大切なことです。そこで、製造所又は販売店において、この現象を防ぐため、次のことがらを参考にしてください。

### 製造所におけるチェックポイント

- 1 原料に有害物質が含まれていないかどうか確認する。
- 2 製造中に有害物質が混入しないように換気等に注意する。

### 販売店におけるチェックポイント

- 1 販売の目的で家庭用品を仕入れるときは、有害物質の含有量を検査証明書で確認する。
- 2 乳幼児用の繊維製品はなるべくポリエチレン袋等に入れ密封する。
- 3 売場、保管場所等は換気等に注意する。

問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部  
生活衛生課

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2448

FAX 044-200-3927